

○労働省告示第九十一号

労働安全衛生法施行令第十八条第二十四号及び別表第四第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する物を定める告示

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二十四号及び別表第四第六号（鉛業務・鉛化合物）の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する物を次のように定め、昭和四十七年十月一日から適用する。

酸化鉛

水酸化鉛

塩化鉛

炭酸鉛

珪（けい）酸鉛

硫酸鉛

クロム酸鉛

チタン酸鉛

硼(ほう)酸鉛

砒(ひ)酸鉛

硝酸鉛

酢酸鉛

ステアリン酸鉛